

## 埼玉県自転車競技開催業務委託について

### 1 目的

安定した収益の確保と効率的な事業運営を実現するため、競輪開催業務を民間事業者に包括的に委託する。

委託期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

### 2 委託事務

大宮及び西武園競輪場で実施する競輪の開催事務のうち、自転車競技法等に定める施行者固有事務及び競技に関する事務を除く事務

〔例〕車券の発売・払戻、警備、清掃、イベント、広報・宣伝、投票機器の保守整備、映像制作・配信 等

### 3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4 主な企画提案内容

- (1) 施行者（埼玉県）に対する収益保証条件
- (2) 業務遂行にあたっての基本方針・実施計画・運営体制
- (3) 集客・売上向上策、業務効率化策

### 5 スケジュール

1 1月 1日	事業者の募集開始
1 2月 7日	企画提案書の提出締切
1 2月 24日	検討委員会（受託候補事業者の決定）
1月 以降	受託事業者の決定・基本契約の締結

[参考1：現行の包括民間委託契約について]

1 期間

平成29年度から令和3年度

2 契約の相手方

日本トーター株式会社

3 収益保証条件

(1) 埼玉県の収益計算

車券売上（本場開催、受託場外） × 0.6～0.32% (※)

(2) 収益額の最低保証額

1 億円

(※) 現行契約における収益率（売上連動）			
<b>【本場】</b>		<b>【場外】</b>	
275億円以上	0.60%	62億円以上	0.60%
272億円以上275億円未満	0.56%	60億円以上62億円未満	0.56%
269億円以上272億円未満	0.52%	58億円以上60億円未満	0.52%
266億円以上269億円未満	0.48%	56億円以上58億円未満	0.48%
266億円未満	0.32%	56億円未満	0.32%

【参考：埼玉県の収益計算のイメージ】

(金額は、令和2年度実績)

各年度における事業収入 (A) (車券売上、入場料等) (265.4億)	
県収益 (1億) (15.2億)	
施行者が負担すべき費用 (B)	〔払戻金、選手賞金 県職員人件費など〕 (249.2億) (C) 委託料

【県収益の計算式】 車券売上（本場開催、受託場外） × 収益率（事業者提案）

【委託料計算式】 (A) - {(B) + (C)} = 委託料

[参考2：今回の契約の県収益保証条件について] ※売上連動制廃止

(1) 本場開催の車券売上額に対する収益率（0.7%以上）

(2) 受託場外開催の車券売上額に対する収益率（自由提案）

(3) 最低保証額（2億円以上）